

## 「いばらき介護の働きやすい職場宣言制度」実施要項

### (目的)

第1条 介護人材の育成や、労働環境等の改善など、働きやすい職場環境づくりに取り組む介護事業所が、「いばらき介護の働きやすい職場宣言」として参加表明、宣言をすることで、自らの取組を若年層や求職者に向けて情報発信し、介護業界への参入促進につなげることを目的とする。

### (対象事業所)

第2条 対象事業所は、茨城県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた事業所又は施設とする。

### (宣言事業所の要件)

第3条 宣言に取り組む事業所は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす介護事業所とする。

- (1) 介護保険法等の事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。
- (2) 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (3) 宣言内容について、職員に説明・周知していること。

### (宣言の手続)

第4条 宣言に取り組もうとする事業所は、「いばらきふくしのおしごとナビ」ホームページ（以下「ホームページ」という。）から認定申請をすることができる。

- 2 県は、宣言内容を確認し、適当であると認められる場合は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所認定通知書」（様式第1号）により通知し、事業所等の名称及び宣言内容、事業所ホームページのURL等をホームページにおいて公表するものとする。

### (宣言内容)

第5条 事業所が取り組む内容は、別表に掲げる項目とする。

- 2 宣言に取り組む事業所は、別表の小項目から3以上の取組を実施するものとする。
- 3 実施内容は、既に取り組んでおり、今後も継続するもの及び今後新たに取り組んでいくものを対象とする。

### (取組期間)

第6条 認証の取組期間は、宣言した日から2年間後の年度末までとする。

### (名称使用の制限)

第7条 宣言事業所は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所」と称することができる。

- 2 第10条第1項の規定による取消しを受けた事業所は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(取組結果の報告)

第8条 宣言事業所は、取組期間終了日から20日以内に、ホームページから取組結果について報告しなければならない。

2 県は、提出された取組結果を確認し、ホームページで公表するものとする。

(宣言の更新)

第9条 宣言事業所は、取組期間の終了後も引き続き宣言に取り組む場合には、取組期間の満了する日の1月前までに、第4条の規定による申請を再度行うものとする。

2 取組期間終了後、又は取組期間中に新たな取組を実行しようとする場合には、改めて第4条の申請を行うこととする。

(宣言の取消し)

第10条 県は、宣言事業所が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、宣言の認定を取り消すことができる。

(1) 事業所から宣言辞退の申出があった場合

(2) 事業所が第5条に掲げる要件を満たさなくなった場合

(3) 事業所が宣言した内容に虚偽又は誠実に取り組んでいないと認められる場合

(4) 事業所が事業を廃止又は休止した場合

(5) その他、認定を取り消す必要があると認められる場合

2 県は、前項の規定による取消しを行った場合は、第4条の規定に基づきホームページで公表している情報を削除する。

付 則

この要項は、令和4年10月14日から施行する。

別表（第5条関係）

大項目	小項目	取組内容
働きやすい職場環境の取組	休暇取得・労働時間削減のための取組の実施	有給休暇の計画的付与、フレックス勤務制度の導入
	育児・介護と仕事を両立できる取組の実施	産前産後休暇、看護休暇、介護休暇など休みやすい環境づくり
	明確な給与体系の導入	給与、給与を支給するための基準、昇給の基準の策定、公表
	業務省力化の取組の実施	ICT活用による業務省力化、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	健康管理に関する取組の実施	心身健康相談窓口の設置、夜勤ガイドライン、各種予防接種、腰痛防止対策、メンタルヘルス対策等
キャリアパスと人材育成の取組	新人職員の教育体制	新規採用者育成計画の策定
	職員の資質向上のための研修や資格取得の取組の実施	階層別の人材育成計画（育成目標や育成内容）の策定、研修プログラムの策定、介護福祉士等の資格取得のための支援、喀痰吸引等研修、認知症介護実践研修等の外部研修の受講支援の実施
	キャリアパス制度の導入	キャリアのコースや段階、キャリアアップの仕組みが明確になったキャリアパスの策定
その他	多様な人材の職場環境の構築	障害を有する者や、外国人材等の働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
	関係法令の遵守	社会保険、労働保険に加入し、労働関係法令を遵守
	地域貢献や地域との交流の実施	地域住民との交流、地域行事への参加、学校・地域等のボランティアや職場体験の受入等

(様式第1号)

様

---

## 「いばらき介護の働きやすい職場宣言」認定通知書

「いばらきふくしのおしごとナビ」ホームページより申請のあった「いばらき介護の働きやすい職場宣言」について、「いばらき介護の働きやすい職場宣言制度」実施要項第4条に基づき認定します。

ついでには、宣言期間内の「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所」名称の使用を認めます。

令和 年 月 日

茨城県福祉部長